

「千葉県青少年インターネット適正利用啓発講演」申込みの手順

1 申込み(日程調整含む)

講演希望機関・団体等

連絡

県民生活課
子ども・若者育成支援室

043-223-2291

- ①学校・団体等名
- ②対象者・人数
- ③開催場所
- ④希望日時(複数日) など

2 県民生活課と調整後

- ①講師派遣要領及び依頼書を「千葉県ホームページ」からダウンロードする。
- ②依頼書に必要事項を記入する。
- ③県民生活課長宛てに送付(郵送もしくはメール)

seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp

講演予定日の
概ね2週間前までに、
依頼書を郵送して
ください。



※千葉県青少年インターネット適正利用啓発講演申込みについて
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenzenikusei/netkouen.html>

検索

千葉県青少年インターネット適正利用啓発講演

3 講演終了後

講演希望機関

・団体等

報告書
送付

県民生活課
子ども・若者育成支援室

【依頼書及び報告書送付先】

【郵送】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

【メール】

seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp

県民生活課長宛て

※依頼書及び報告書については、所管する関係機関に研修内容を報告することがあることを御承知置きください。

※併せて、以下の点に御注意ください。

1 県民生活課へ連絡をする前に

- 担当職員が、通常業務の合間に講演に伺わせていただきますので、希望の日時に伺えない場合があること御容赦ください。
- 講演希望日は複数日設定してください。
- 講演開始時間は、原則として、午前10時以降午後3時までとさせていただきます。申し込みの際に御相談ください。
- 県議会等の開催期間は、場合によって日程変更もしくはキャンセルをさせていただくことがあることを御承知おきください。
- 地域内で、同様の講座を複数計画されている場合には、近隣の学校や団体と連絡を取り合って、共同開催や時間差開催など御検討ください。

2 日程調整後

- 講師派遣依頼書が本課に届いた時点で、受付を完了いたします。
講演予定日の概ね2週間前までに申請書が届かない場合はキャンセルとさせていただく場合がございます。
- 会場が最寄りの駅から徒歩圏内にない場合は、送迎をお願いします。
- 基本的に学校のパソコンをお借りして、動画（DVD+YouTube）を視聴します。
- 講師派遣費用（謝金、旅費）はいただいております。
- PC（パワーポイント2007が使用可）、プロジェクター、DVDプレイヤー等の機器の準備をお願いしております。

（連絡先）

千葉県環境生活部県民生活課

子ども・若者育成支援室

TEL 043(223)2291 FAX 043(221)5858

E-mail seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp